

空家修繕仕様書

(1) 工事内容

既設の県営住宅、公社賃貸住宅に係る 1 件あたり 60 万円未満 (消費税を含む。) の空家修繕。

ただし、下記の特典条件付き修繕については、100 万円未満 (消費税を含む。) までとする。

※リノベーション工事については、空家修繕に含みません。

特定条件付き空家修繕

① 県営・公社賃貸住宅 (建替空家修繕)

② 県営・公社賃貸住宅 (不正退去空家修繕)

※別紙①「退去検査及び空家修繕発注フロー」による。

(2) 業務内容について (各業種共通)

- ・ 入居者負担以外の空家修繕調査 (見積書作成等含む)
 - ・ 各業種における空家修繕工事及びそれに付随する他業種の工事
- ※修繕基準については、別紙②「県営・公社賃貸住宅の空家修繕について」による。

(3) 提出書類

- ・ 空家修繕調査書及び見積書 (平成 29 年度暫定版小規模修繕工事参考単価表による)
 - ・ 写真 (着前、工程、完了) 及び必要書類 (諸経費に含む)
- ※別紙③「写真撮影基準」等による。

(4) その他

- ・ 水光熱費は建築業者が手続きを行い、各業者負担とする。(諸経費に含む)
- ・ 鍵の管理及び鍵の取替え前の最終確認は建築業者が行うこと。
- ・ 建築業者は他の業者と調整を行い、施工範囲及び工程の管理等を行うこと。
- ・ 建築業者は、工事着手前に近隣の入居者へ工事の連絡をすること
- ・ 各業者は、他の業者と協力し合い、修繕を適切に実施すること。